

# 令和元年度第1回兵庫県障害福祉審議会（自立支援連絡協議会・差別解消支援地域協議会を兼ねる） 議事要旨

1 日 時 令和元年9月13日（金）14：30～17：30

2 場 所 兵庫県農業共済会館4階会議室

## 3 議 題

### （1）事務局からの報告

- ①ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の策定について
- ②ひょうご障害者福祉計画の改定について
- ③第5期兵庫県障害福祉推進計画の平成30年度実績報告について
- ④障害者差別解消に向けた取組状況について

### （2）自立支援連絡協議会部会からの報告

- ①相談支援部会
- ②就労支援部会
- ③強度行動障害支援部会の設置について

## 4 内 容（議論項目別に発言を整理）

### 【議題（1）事務局からの報告】

#### ■事務局 [資料2、3により説明]

- ①ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の策定について
- ②ひょうご障害者福祉計画の改定について

### 【意見交換】

#### ■A会長よりB委員の意見紹介

- ・差別解消法施行3年後の見直しを現在国がやっているが、それを受けて兵庫県ではどのような対応をするのか、話し合う場があった方がよいのではないか。
- ・国の見直しを受けて、合理的配慮アドバイザー派遣事業や差別解消相談支援センター及び無料法律相談の設置などの既存事業の継続で対応できるのか、新たな事業の立ち上げを必要とするのかの見極めも必要となる。

#### ■事務局

- ・現在のところ、内閣府や厚生労働省より国の検討内容等の情報提供も無い状況であることから、これまで取り組んできた上記の取組を引き続き実施してまいりたい。なお、差別解消法の改正等が実際に行われた際には、広く周知するとともに当事者が多くおられる障害者委員会やこの会の別の側面でもある差別解消支援地域協議会で改正を受けた新たな取り組み等の必要性について議論してまいりたい。

—(1)「ひょうご障害者福祉計画の改定手順」について（資料3-1のP2~3）—

■A会長

- ・計画改定のための関係団体ヒアリングについては、日程さえ合えば私もついて行く。

■C委員

- ・障害者福祉プランと障害福祉計画を一緒にするという形は、多くの自治体でも取られており、合理的ではあると思うが、理念部分を受けもつ障害者福祉プランとその実践計画としての障害福祉計画というところを合わせると、曖昧になることがあるので、理念的な部分というのをしっかり抑えて、それを実現するための実践計画として障害福祉計画をまとめるなど、構成等を工夫していただきたい。

■事務局

- ・理念部分の計画と実践計画が混雑しないようにまとめさせていただきたい。

—(2)「来年度の障害福祉審議会開催方式にかかる案」について（資料3-1のP4）—

■D委員

- ・特別委員の位置づけとして、障害当事者の視点を計画に盛り込むために設置、参加いただくものとして認識しているが、資料3-1のP4にある前回改定時の特別委員一覧には精神の分野の当事者や団体の方が入っていない。追加検討の余地はあるか。

■事務局

- ・検討させていただきたい。精神の分野では医療と福祉の分野で分かれるが、どちらを想定されているか。

■E委員

- ・精神メンタルヘルス上の課題を抱えながら生活をされる方にどのような生活支援をするかという観点から、精神保健福祉の分野の当事者の経験をお持ちの方にお入りいただくといいと思う。

■F委員

- ・今回の大きなテーマとして当事者の意思決定が取り上げられている。資料3-3の69番の項目には意思決定支援にかかるガイドラインを作成すると書かれてあるが、現在我々のような支援者側でも大きなテーマとして取り上げられている。当事者の意思決定について、外見ではわかりにくい障害の方や知的障害の方などの意思決定支援は非常に難しい。分科会だけではたしてできるのか。例えば、分科会で意思決定支援に関するプロジェクトを特設するなどしないと、具体的なものになっていかないと思うのでご検討いただきたい。

## ■事務局

- ・議題に応じて必要な委員、また分科会の下に作業部会を設けたい。

## ■A会長

- ・特別委員については、このメンバーに加えて精神の方も加えるというご意見を頂いている。

委員総数が 40 名を越えることから、委員一人一人の発言機会が少なくなることが予想されるため、特別委員から意見を頂戴する機会を別途準備していただくつもり。その集まりに関しては、他の委員が参加できない事はないので是非皆様にも参加していただきたい。貴重なご意見をとことん聞いた上でやっていきたい。

### —(3)「障害福祉審議会分科会の開催にかかる案」について（資料 3-1 の P5）—

## ■事務局

- ・開催回数については ひと、参加、情報については合計 2 回、それぞれ今年度中に 1 回、来年度に 1 回。まち、ものについては、議論分野が大変広いことから、合計 4 回、今年度 2 回、来年度 2 回で考えている。分科会と言うよりは作業部会だが、各委員において「私は是非この分科会に参加したい」というご意見があれば、頂戴したい。

### —(4)「キーワードにかかる案」について（資料 3-1 の P6）—

## ■F委員

- ・資料 3-3-112 にもあるように、障害福祉サービスの質というものが問われているのではないかと。研修をしても、なかなか職員を研修に出せない状況。また、第三者的な機関が事業所を評価する兵庫県版の仕組みを考えていかないと、安心して障害者サービスを使えないのではないかと。サービスの質の向上を具体的などのような形で実現していくかを分科会などで考えていかないといけない。

## ■G委員

- ・サブキーワードの中に「包摂」という言葉がある。誰もが読んですぐ分かるような言葉にしたほうがよいのではないかと。

## ■事務局

- ・どなたでも分かりやすい言葉を使いたい。

## ■G委員

- ・審議会や分科会について、参加して一緒に検討していかないと分からないところもある。そんな中、意見を出して欲しいと言われても、難しい部分があることから、何ら

かの検討をしていただきたい。

#### ■事務局

・分科会の委員の数を増やすやり方もある一方、各分科会の議事録等を各委員で情報共有し、議論を直接聞きたい委員についてはオブザーバーとして参加いただく形もあるのではないかと。

#### ■A会長

・分科会を開催されたあと議事録を作成すると思うが、おおよそ1ヶ月後に各委員に送ることは可能か。

#### ■事務局

・おおまかな流れが分かるような形で、議論になっている内容を簡潔に示させていただきたい。

#### ■H委員

・キーワードで「自己決定」はよいが、ともすればそれが押し付け、言い逃れに使われることがある。「意思決定」をできる環境がないとそうなる危険性が高くなり、特に知的障害や発達障害の方々には配慮が必要である。そういう面から、行政がどう支えるか。

メインのキーワードを「支える」言葉がサブキーワードでもよいのではないかと。カタカナばかりにならないように、サブテーマとしてはもう少しやわらかい日本語の文章形式の表現でテーマをつけたらいいのではないかと。

#### ■事務局

・やわらかい日本語の表現で検討したい。

#### ■事務局 [資料4により説明]

③第5期兵庫県障害福祉推進計画の平成30年度実績報告について

#### ■C委員

・重症心身障害の方、医療的ケアが必要な方は、人口が少ない地域などでは複数市町による共同設置というところが出てきているが、県としてコーディネートするというようなシステムを考えているかどうか、伺いたい。

・医療的ケアが必要な児童の通う場所は制度的に看護師を配置しなければならないが、確保できないところも多く、ネックになっている。例えば訪問看護ステーションを活用するなどの議論もあると思うが、看護師を柱にした制度設計は状況を前に進ませないのではないかと。看護師も全てできるわけではなくて、例えば内科の経験しか無い方だと医療的ケア児の対応ができなくて、支援がストップしてしまう。よって、平成24

年度から制度化されている喀痰吸引の研修を積極的に一般職が受けて、最低限の医療的ケアをできるようにし、それを医療職がバックアップするようなシステムでなければ、全国的に進まない。喀痰吸引研修を県としてももう少し積極的に一般職員にも受けさせるよう、例えば補助金を出すことや研修を受けたら加算を付けるなどの方策を考えることはできないか。

## ■事務局

- ・1 点目の重症心身障害者、重症心身障害児を支援する事業所の確保については、現実的に相談いただいた市町等とは情報交換しているが、それが出来ていない地域については地域の自立支援協議会などを活用しながらできれば、と考えている。2 点目の医療的ケアを必要とする児童を支援する事業所に看護師の確保は難しいと県としても思っているので、喀痰吸引の研修をした方を活用していくことは、今後考えていくべきだと思っている。ただ、最近の傾向として県が実施している喀痰吸引研修では、なかなか応募者が集まらない状況であり、今年度も定員を切っている状況である。県が中心となって研修を主催する今のやり方がいいのか、近年では 40 を越える民間の研修事業者も同研修を実施してもらっているのも、それらをより後押ししていく方がいいのか、少し整理、検討していきたい。

## ■I代理

- ・知的障害の分野では、親亡き後の家庭に代わる生活の場というものが大変重要なものとなってくる。それらのニーズを一度調査していただき、障害がある方々の生活の場を整備していく上で活用することも大切だ。また、障害福祉サービスから介護保険サービスに移る、いわゆる 65 歳問題についても計画で触れていただきたい。

## ■事務局

- ・2 年ほど前に「暮らしの検討委員会」において同様な調査を行ったが、親の高齢化や親亡き後の生活の場については、現在のところある程度満足いただいている結果であった。今後とも適時調査をしていきたいと考えるが、生活の場で重要な役割をしめるのはグループホームとなる。平成 30 年度より日中サービス支援型のグループホームが制度として新設されたが、障害の程度によって望まれるグループホームも異なることから、それらの点にも留意しながらニーズを調査したい。
- 2 点目の 65 歳問題については、基本的には介護保険サービスで、障害福祉サービスにしかないサービスは引き続き利用できることとなっているが、後者のほうでは市町の加重負担が発生し、それだけで兵庫県内市町負担が約 10 億円となっている現状。もちろん障害のある方が自己の望むサービスを受ける環境を整えることも行政の役割であるが、市町の財政状況等も勘案しながら市町と話し合っていきたい。

## ■J代理

- ・地域生活支援拠点等の整備について、市町職員の方などが拠点の中身がしっかり把握、

検証しない中で、少し急ぎがちに設置しようとするケースが見受けられる。基幹相談支援センターの方も同様で、計画上の整備期限も大切かもしれないが、内容・質をあわせて検証していくことが必要ではないか、と感じる。

#### ■ K委員

- ・就労継続支援事業所 A 型を増やす目標となっているが、A 型は一般就労を目指す事業所となっており、A 型の新規参入が増えたがゆえに就労移行率 3 割以上の事業所の割合が減った (57.9%→50%) のなら分かるが、その要因は検証しているか。

#### ■ 事務局

- ・就労支援全体の話としてどこがどう変わったか、細かいところまでしっかりと把握していないが、県全体の情勢としては、平成 28 年から平成 29 年にかけて一般就労者の数は 1,103 人増えている。つまり A 型事業所や B 型事業所から一般就労へ移行している方がたいへん多くなっている一方、A 型就労の全体数は伸びない傾向にある、という認識をしている。

#### ■ L委員

- ・放課後デイサービスについては事業所等の数も増えてきているが、その支援内容、つまり預かることをメインにしている事業所なのか、療育的な面に力を入れているのか、などを行政が検証して欲しい。

#### ■ 事務局

- ・ご指摘の通り、事業所の数が増えている。質ではまだまだ課題を抱えているので、県としては研修を充実していくと同時に 情報公表制度ができたので、こういったサービスがされているのかを掲載し、自己評価制度も県のホームページにアップしている。こちらの情報も参考に、より質の良い放課後デイサービスを障害者自身がお選びいただければと考えている。

#### ■ A会長

- ・計画相談について、進捗率は 95% と良い数値となっているが、半数以上がセルフプランである状況を放置している市町もあることを留意しておいて欲しい。また報酬改定等の影響で相談支援事業所の数が減っている傾向が見られることから、次期計画では現状を踏まえた上でそれらに対する対応について触れて欲しい。

#### ■ 事務局 [資料 5 により説明]

- ④障害者差別解消に向けた取組状況について

### 【議題(2) 自立支援連絡協議会部会からの報告】

## ■自立支援連絡協議会部会からの報告

### ①相談支援部会（J代理より）[資料6により説明]

#### 【意見交換】

##### ■C委員

- ・相談支援部会から、事業所数が減っているという話があったが、私の見聞きしたところでも減ってきているだろうと感じる。そうすると引き続き相談支援を行っている事業所に計画策定を希望される方が集まっているが、今回の報酬改定で策定件数の上限設定をされているから受け入れられないという状況が出てきていて、相談支援とか計画相談の難民が出来つつあるのではないかと。平成30年度の報酬改定時の国の間違いと思うので、県から国へある程度ご意見を上げていく作業が良いのではないかと。
- ・資料6の市町別計画相談実績の推移について、90数%がセルフ計画の市もあるので、それらの市についてはきちんと相談支援につなげていかなければならないのではないかと。

### ②就労支援部会（M委員より）[資料7により説明]

##### ■N委員

- ・特例子会社が県下でどれくらいあり、一般就労の実態はどうなっているのか。

##### ■事務局

- ・特例子会社は、現在県内で支社を含め31社ある。支社を含めて順調に増えているが、雇用者数については手元に資料がないため即答は出来ない。ただ、県としては中小企業が特例子会社を作る際の助成をしたり、障害のある方の雇用を新たにされる場合はハード等の整備に対する助成をして、一般就労の拡大を図っているところ。

##### ■M委員

- ・特例子会社は障害者雇用をするのに特別な配慮をされているのは事実だが、特例子会社でない企業でも、障害のある人達を上手く会社に受け入れるために、色々な形で努力しているところもある。

##### ■O委員

- ・重度の方が地域で生活できるように支える制度として障害福祉サービスなどがあると思うが、重度の精神障害がある方が通えるB型が減っていたり、利用を断られたりしている。それらの方々の就労支援を行う場が確保されるような仕組みを考えていかないと、障害者も居場所がなくなると同時に就労継続支援事業所も利用者が少なくなるなど、共倒れになってしまう。訓練等給付において、重度の方がヘルパーを利用されると加算が付くようなシステムを考えていかないと行き場がなくなってしまう。

## ■自立支援連絡協議会部会からの報告[資料8により説明]

### ③強度行動障害支援部会の設置について

#### 【意見交換】

##### ■ A会長よりB委員の意見紹介

- ・今回、上記部会を増設するのであれば、考え方を変えるのか理屈の整理が必要ではないか。(相談支援部会、就労支援部会と強行支援部会を並べると浮いた感じとなる)
- ・視覚障害者や盲ろう障害者など、障害別で意見を言いたいと思っている方々は多くおられ、最近活動が活発化していることから「強度行動障害のある人だけか？」と言われないような注意は必要。

##### ■ C委員

- ・部会の設置については賛成だが、基本的には強度行動障害と言う障害名はない。自閉部分と知的障害の部分とを併せ持った人達が、幼児期からの関わりの中で、同じような障害をもった人でも強度行動障害になる人達もいれば、ならない人もいる。かなり出来上がった強度行動障害に対応する部分と、加えて、幼児期からの支援とか、学校教育の中での支援を入れ込んだ形で委員構成を考えていくべきだし、議論も進めていただきたい。

##### ■ A会長

- ・全体を通して何か言い漏らしたことはないか。

##### ■ C委員

- ・相談支援の話だが、私も相談支援事業所などが少なくなっていると感じているが、引き続き相談支援を行っている事業所に止めた事業所の相談業務が積み重なることや、相談支援員一人あたりの計画策定の上限も設定されたがゆえに計画策定を断られる方々も出てきているんじゃないかなと危惧しているところ。障害福祉サービスの制度全体の話なので国に要望をあげて行っていただきたい。

##### ■ K委員

- ・次期計画のキーワードで出てきた「エンパワーメント」については、家族や支援者も含まれる場合もあるが、もし使うのならあくまで障害者本人に対する「エンパワーメント」という意味で使って欲しい。親御さんが力を持ち続けると障害者の「自立」を妨げ、支援者が力を持ち続けると障害者の「自己決定」を妨げる。

##### ■ C委員

- ・計画相談について、計画策定率が100%の市町でもセルフプランの率が90%を越える一部の市がある。自己の住民である障害者の福祉に対し、どのように望もうとしているのかはなはだ疑問である。

以上